

審議会の進め方について

1. 審議会の基本的事項

(1) 位置付け

流山市附属機関に関する条例（昭和46年3月16日条例第6号）

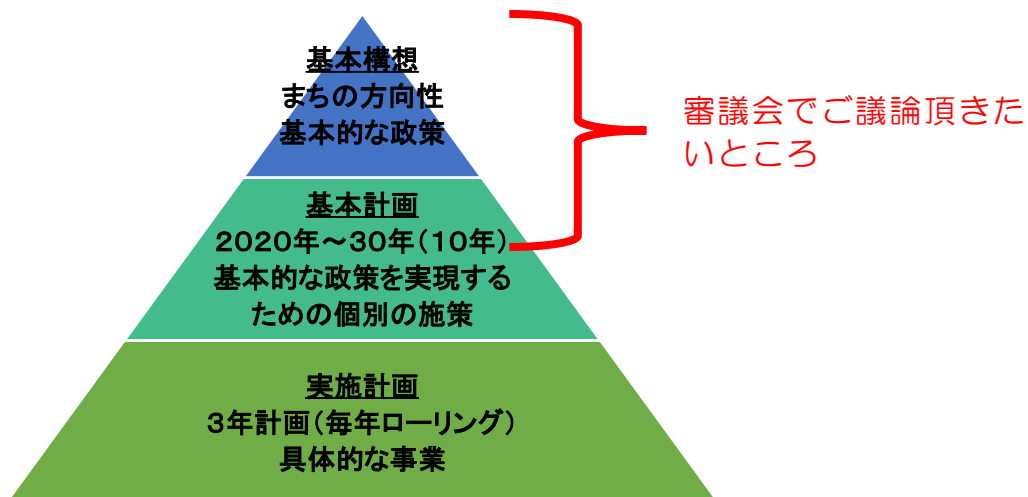
担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
流山市総合計画及びその実施に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長	1 学識経験を有する者	5人	2年
	委員	2 教育委員会の委員	1人	
		3 農業委員会の委員	1人	
		4 公共的団体等の職員	4人	
		5 市民公益活動団体を代表する者	2人	
		6 市民等	5人	

(2) 会議の公開について

流山市市民参加条例（平成24年6月29日条例第19号）第8条の規定により、会議は公開とします。

2. 次期総合計画のイメージ

(1) 次期総合計画の構成



自治基本条例

(総合計画)

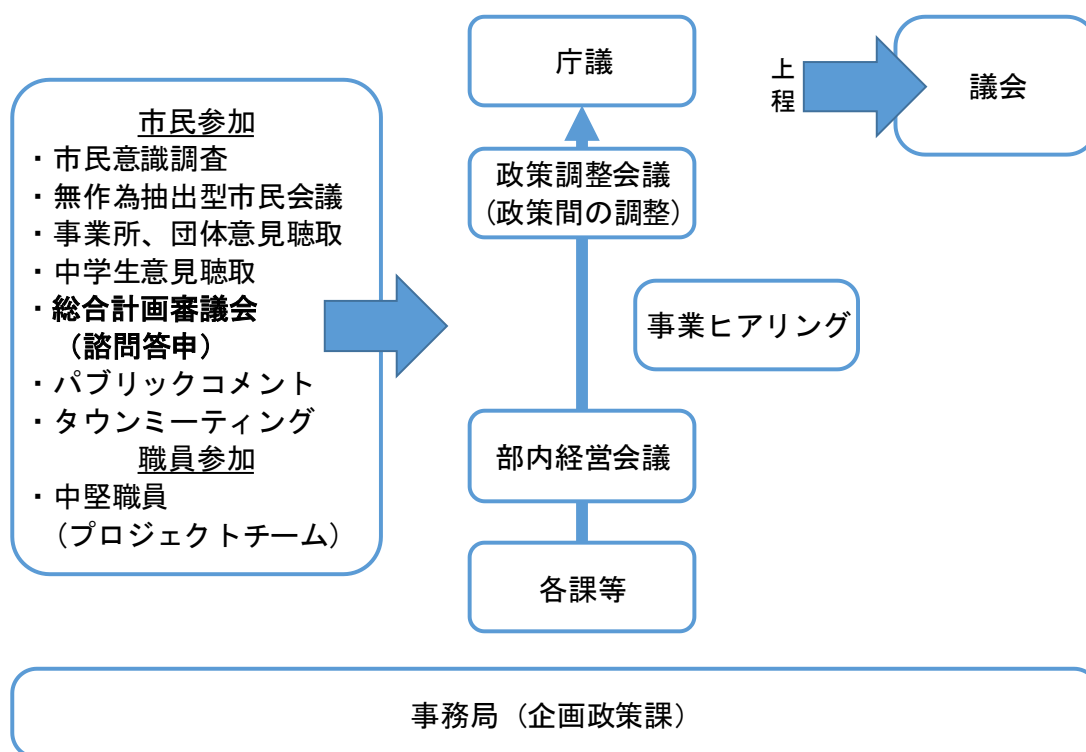
第22条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。

3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。

4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。

(2) 策定体制



3. 答申事項

- (1) 本市を取り巻く課題
- (2) 目指すまちのイメージ
- (3) まちづくりの基本理念
- (4) まちづくりの基本政策
- (5) 計画を推進するための市政経営

4. 審議会のスケジュール

第1回 9月28日(金)午後6時から

- (1) 委嘱について
- (2) 会長の選出について
- (3) 諮問について
- (4) 審議会の進め方について
- (5) 本市の現状と課題について
- (6) 次回の会議について

第2回 10月12日(金)午後6時から

- (1) 本市の現状と課題について
- (2) 次回の会議について

第3回 10月22日(月)午後6時から

- (1) 目指すまちのイメージについて
- (2) まちづくりの基本理念について
- (3) 次回の会議について

第4回 11月2日(金)午後6時から

- (1) まちづくりの基本政策について
- (2) 次回の会議について

第5回 11月19日(金)午後6時から

- (1) 答申(案)について
- (2) 次回の会議について

第6回 12月17日(月)午後6時から

- (1) 答申(案)について
- (2) 答申について